日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行つた」を「基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割承継法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同条第十五項中「分社型分割、現物出資又は事後設立の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に改め、同条第二十五項の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三十四条の二第二項」を「第百三十五条第二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十九項から前項まで」を「第二十項から第二十四項まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「分社型分割、現物出資又は事後設立の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　法第四十二条の四第一項又は第九項の規定の適用を受ける法人（第二十一項の現物分配に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたとき（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九項の届出をしたときを含む。）は、当該現物分配については、第二十一項の規定は、適用しない。

第二十七条の四第二十二項中「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「第十九項」を「第二十項」に、「、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、「第三十九条の三十九第二十七項」を「第三十九条の三十九第二十八項」に改め、「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号中「（次号に掲げる分割法人を除く。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「その分割等を総額方式等適用年度において行つた」を「総額方式等適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を売上調整年度において行つた」を「売上調整年度において行われた分割等に係る」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「及び第五号」を削り、同号イ中「その分割等を総額方式等適用年度において行つた」を「総額方式等適用年度において行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「その分割等を売上調整年度において行つた」を「売上調整年度において行われた分割等に係る」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「分割又は現物出資により」を「分割等により」に、「分割承継法人又は被現物出資法人」を「分割承継法人等」に、「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」を「分割等に係る分割法人等」に、「分割又は現物出資の直前」を「分割等の直前」に、「分割又は現物出資の日（以下この号において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「分社型分割又は現物出資」を「分割等」に、「連結事業年度）には」を「連結事業年度）にあつては」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二十一項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割又は現物出資の日（以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「又は被現物出資法人又は被現物分配法人に」を「、被現物出資法人又は被現物分配法人に」に、「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項第一号中「合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「総額方式等適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該総額方式等適用年度開始の日の前日から当該総額方式等適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「総額方式等適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該総額方式等適用年度開始の日の前日から当該総額方式等適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号において同じ。）、分割承継法人（分割により設立したものを除く。以下この号において同じ。）又は被現物出資法人（現物出資により設立したものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」に改め、同号ロ中「又は現物出資法人又は被現物出資法人」を「、現物出資法人又は現物分配法人」に改め、「合併等の日」の下に「当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同項第二号中「合併法人等でその合併等を売上調整年度において行つたもの」を「売上調整年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該売上調整年度開始の日の前日から当該総額方式等適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人等」に改め、同号ロ中「（分割、現物出資又は現物分配の日（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。以下この号及び次項において「分割等の日」という。）」に、「当該分割又は現物出資の日」を「当該分割等の日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「。次項及び第二十二項」を「、次項及び第二十二項」に、「、次項及び第二十三項」を「、次項及び第二十三項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　法第四十二条の四第九項の規定の適用を受ける法人（第十二項の現物分配に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産（同条第十二項第一号に規定する試験研究の用に供される資産をいう。以下この項及び第二十五項において同じ。）の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたとき（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第二十三項の届出をしたときを含む。）は、当該現物分配については、第十二項の規定は、適用しない。

第二十七条の四の二第四項第一号中「第三十九条の三十九第三十項第一号」を「第三十九条の三十九第三十二項第一号」に、「第三十九条の三十九第三十項第五号」を「第三十九条の三十九第三十二項第二号」に、「第三十九条の三十九第三十項第七号」を「第三十九条の三十九第三十二項第四号」に、「第三十九条の三十九第三十項第一号」を「第三十九条の三十九第三十二項第一号」に、「第三十九条の三十九第三十項第五号」を「第三十九条の三十九第三十二項第二号」に、「第三十九条の三十九第三十項第二号」を「第三十九条の三十九第三十二項第四号（同条第三十一項から第三十三項まで」を「第三十九条の三十九第三十二項第四号（同条第三十三項から第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十九条の三十九第三十項第七号（同条第三十六項において準用する同条第三十一項から第三十三項まで」を「第三十九条の三十九第三十二項第七号（同条第三十五項まで」に、「読み替えられた第三十九条の三十九第三十項第七号」を「読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第四号」に改め、同項第三号及び第四号中「第三十九条の三十九第三十項第四号（同条第三十一項」を「第三十九条の三十九第三十二項第四号（同条第三十三項」に、「読み替えられた第三十九条の三十九第三十項第四号」を「読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第四号」に、「第三十九条の